

条	項	旧現行規約	2022年7月1日より有効の新規約
第1条 (適用)	1	本個別規約は、(株)Plalaが会員に提供する、電話をかける相手との間の通信経路を、主にインターネットで使用されているインターネットプロトコルベースで構築した電話ネットワークサービス(以下「ぷららIP電話」という)の提供条件を定めるものです。	本個別規約は、株式会社NTTドコモ(以下「当社」という)が定める、「ぷらら法人標準規約」(以下「標準規約」という)において、会員に提供するIP電話サービス(以下「法人ぷららIP電話」の提供条件を定める個別規約(以下「本個別規約」という)として発効します。
	2	(株)Plalaは次の各号に該当する場合は、会員へ(株)Plalaが適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本利用規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。 (1) 本利用規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき (2) 本利用規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき	当社は次の各号に該当する場合は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本個別規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。 (1) 本個別規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき (2) 本個別規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
第2条 (法人ぷららIP電話)	1	以下に定義するぷららIP電話は、標準規約第2条により入会契約が成立した会員が(株)Plalaが指定する利用条件を満たし、かつ(株)Plalaが別途指定する手続に従って申し込み、(株)Plalaがこれに承諾を行い手続きを完了した時から利用できるものとします。	以下に定義する法人ぷららIP電話は、標準規約第2条により入会契約が成立した会員が当社が指定する利用条件を満たし、かつ当社が別途指定する手続に従って申し込み、当社がこれに承諾を行い手続きを完了した時から利用できるものとします。
	2	ぷららIP電話は、以下に定める種類のサービスを提供するものとします。	以下に定める種別の法人ぷららIP電話を提供するものとします。また、法人ぷららIP電話の種別を追加する場合は、当社が運営するWebページその他の媒体で通知するものとし、その対応時期についても同様とします。

条	項	旧現行規約			2022年7月1日より有効の新規約				
		サービスメニュー		内容	条件	法人ぷららIP電話		申込条件	
		ビジネスぷららフォン for フレッツ (以下「フレッツフォン」という)	レギュラープラン / マルチプラン	IP to IP 通話サービス	フレッツフォン利用者間の通話	<ul style="list-style-type: none"> 他に定める(株)Plalaの接続サービスあるいはえでゆけつとを契約し、かつ当該サービスがフレッツ・ADSLあるいはフレッツ光対応コースで利用していること。 会員がNTT東日本・西日本のフレッツ・ADSLあるいはBフレッツ、フレッツ光プレミアム、フレッツ光ネクストを契約し、利用していること。 会員が、広帯域（利用実行速度300kbps以上／1通話）のIP通信が可能である環境を準備していること。 フレッツフォン利用のために(株)Plalaから「050」から始まる専用番 	ビジネスぷららフォン for フレッツ (以下「フレッツフォン」という)	レギュラープラン	<ul style="list-style-type: none"> 標準規約への同意および以下のいずれかの契約の1ログインIDに1契約可能とする。 接続サービス個別規約 えでゆけつと個別規約 前項契約について、フレッツ・ADSL対応コースあるいはフレッツ光対応コースを利用していること。 NTT東日本・西日本のフレッツ・ADSLあるいはBフレッツ、フレッツ光ネクストを契約し利用していること。 広帯域（利用実行速度300kbps以上／1通話）のIP通信が可能である環境を準備していること。
提携接続先通話サービス	フレッツフォン利用者、(株)Plala以外のインターネットサービスプロバイダ（以下「ISP」という）が提供するインターネットプロトコルにて音声通話を実現する技術を用いた音声電話サービス（以下「IP電話」という）を利用する電話ユーザとの間の通話		相互接続先通話サービス	フレッツフォン利用者、(株)Plala以外のISPが提供する専用番号を利用したIP電話を利用する電話ユーザとの間の通話					

条	項	旧現行規約			2022年7月1日より有効の新規約				
				<p>国内一般電話サービス</p>	<p>フレットフォン利用者と別途(株)Plalaが指定する日本国内の公衆網と接続された一般電話サービスを利用する電話ユーザ(以下「固定電話ユーザ」という)及び携帯電話及びPHSサービスを利用する電話ユーザ(以下「携帯電話等ユーザ」という)との間の通話</p>	<p>号(以下「専用番号」という)を付与する。</p>			
				<p>国際電話サービス</p>	<p>フレットフォン利用者と別途(株)Plalaが提供可能と定める国外の電話番号へ発信する通話</p>				

条	項	旧現行規約			2022年7月1日より有効の新規約	
		マルチプラン	複数同時通話サービス	(株) Plalaが別途指定したIP電話機器を利用した、NTT東日本・西日本の提供するフレッツ・ADSLあるいはフレッツ光1回線に対して2CH（論理的通話路）以上の同時通話。以下の上限とする。 ・「フレッツADSL（8M以上）」の場合4同時通話まで。 ・「フレッツ光」12同時通話まで	マルチプラン	
		会員が契約取得している接続サービスなし、えでゅけつとサービスのログイン用ID1つに対してそれぞれのサービスメニューを1件契約することができます。			当社は、フレッツフォン利用のために「050」から始まる専用番号（以下「専用番号」という）を付与することとする。	
第3条 (条件)	1	会員は自ら IP 電話を利用するためのID、電話番号（登録番号、専用番号）等の管理責任を負うものとし、当該番号の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、会員が負い、（株）Plalaに帰責させないものとします。			会員は法人自ら IP 電話を利用するためのID、電話番号（登録番号、専用番号）等の管理責任を負うものとし、当該番号の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、会員が負い、当社に帰責させないものとします。	

条	項	旧現行規約	2022年7月1日より有効の新規約
	2	<p>会員がぶららIP電話を利用すること、又はぶららIP電話関連設備（株）Plalaの設備であると、（株）Plalaの提携業者、又は（株）Plala以外の電気通信事業者の設備であるとを問わない、以下同じ）の故障、保守その他原因を問わず、ぶららIP電話を利用できないことに関連して、会員が被るかもしれない全ての損失、損害、不便、不都合、影響、結果等、契約上、又は不法行為上の全ての責任から（株）Plalaは免責されるものとします。</p>	<p>会員が法人ぶららIP電話を利用すること、又は法人ぶららIP電話関連設備が当社の設備であると、当社の提携業者、又は当社以外の電気通信事業者の設備であるとを問わない、以下同じ）の故障、保守その他原因を問わず、法人ぶららIP電話を利用できないことに関連して、会員が被るかもしれない全ての損失、損害、不便、不都合、影響、結果等、契約上、又は不法行為上の全ての責任から当社は免責されるものとします。</p>
	3	<p>（株）Plalaは、標準規約第19条に定める事象の他、以下の事象が発生した場合ぶららIP電話の提供を中断することができるものとし、この場合生じた会員、利用ユーザ、第三者の損害についても同条に則するものとします。</p> <p>（1）通信量の増大によるネットワークの圧迫発生。</p> <p>（2）（株）Plala、（株）Plalaの提携業者、又は（株）Plala以外の電気通信事業者の本サービスに関連する設備、回線等の設置工事、切り替え工事、障害又は保守等により、やむを得ずぶららIP電話の提供を一時的に中断せざるを得ない場合</p>	<p>当社は、標準規約第19条に定める事象の他、以下の事象が発生した場合法人ぶららIP電話の提供を中断することができるものとし、この場合生じた会員、利用ユーザ、第三者の損害についても同条に則するものとします。</p> <p>（1）通信量の増大によるネットワークの圧迫発生。</p> <p>（2）当社、当社の提携業者、又は当社以外の電気通信事業者の法人ぶららIP電話に関連する設備、回線等の設置工事、切り替え工事、障害又は保守等により、やむを得ず法人ぶららIP電話の提供を一時的に中断せざるを得ない場合</p>
	4	<p>会員がぶらら IP電話を利用するにあたり、標準規約第15条に定める他、以下の行為を禁じます。</p> <p>（1）故意に通信を保留したまま放置したり、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為</p> <p>（2）故意に相手先の応答前に発信をとりやめること反復等、通信の輻輳を生じる恐れのある行為。</p> <p>（3） その他サービスの品質を低下させるような行為や、（株）Plalaの信頼を損なわせるような行為</p>	<p>会員が法人ぶらら IP電話を利用するにあたり、標準規約第15条に定める他、以下の行為を禁じます。</p> <p>（1）故意に通信を保留したまま放置したり、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為</p> <p>（2）故意に相手先の応答前に発信をとりやめること反復等、通信の輻輳を生じる恐れのある行為。</p> <p>（3） その他サービスの品質を低下させるような行為や、当社の信頼を損なわせるような行為</p>
	5	<p>会員はぶららIP電話を利用するために必要な機器や環境、また各電気通信サービスを、会員の責任と費用によって準備するものとします。</p>	<p>会員は法人ぶららIP電話を利用するために必要な機器や環境、また各電気通信サービスを、会員の責任と費用によって準備するものとします。</p>
	6	<p>ぶららIP電話を利用するにあたり、必要となるシステム動作条件は、（株）Plalaが別途定めるところによります。</p>	<p>法人ぶららIP電話を利用するにあたり、必要となるシステム動作条件は、当社が別途定めるところによります。</p>
	7	<p>（株）Plalaは、ぶららIP電話に関する通話品質又は接続に関する保証を一切行いませんが、会員がぶららIP電話利用において通話品質の低下等何らかの異常を感じ、（株）Plalaにその旨を申し立てた場合、善良なる管理者の注意義務をもって合理的な範囲内で、適切な対応をとるものとします。</p>	<p>当社は、法人ぶららIP電話に関する通話品質又は接続に関する保証を一切行いませんが、会員が法人ぶららIP電話利用において通話品質の低下等何らかの異常を感じ、当社にその旨を申し立てた場合、善良なる管理者の注意義務をもって合理的な範囲内で、適切な対応をとるものとします。</p>

IP電話個別規約

条	項	旧現行規約	2022年7月1日より有効の新規約
	8	(株) Plalaは、第2条に定めるぷららIP電話にお申込みいただいた会員を、標準規約および本個別規約にご同意いただいたものとみなします。	当社は、第2条に定める法人ぷららIP電話にお申込みいただいた会員を、標準規約および本個別規約にご同意いただいたものとみなします。
第4条 (料金)	1	ぷららIP電話の利用料金額及び支払方法は、標準規約第13条、14条に従い、その具体的な方法については同規約第7条に定める方法で通知されるものとします。	法人ぷららIP電話の利用料金額は標準規約第12条（利用料金等）及び第14条（料金の計算）に従い、料金表に定めるとおりとします。
	2		支払い方法は、標準規約第13条（請求及び支払い）に定めるとおりとします。
	3	本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、本サービスのホームページに定めるところによります。	法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、法人ぷららIP電話のホームページに定めるところによります。
	4	会員は本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を(株) Plalaに支払うものとします。	会員は法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を当社に支払うものとします。
	5	本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いについて、会員と(株) Plalaとの間に生じる問題を理由として、会員が支払いを拒む場合には、(株) Plalaは、当該紛争期間中において、当該会員による本サービスの利用を停止することができるものとします。 ただし、本サービスの解約が(株) Plalaの責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。	法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いについて、会員と当社との間に生じる問題を理由として、会員が支払いを拒む場合には、当社は、当該紛争期間中において、当該会員による法人ぷららIP電話の利用を停止することができるものとします。
	6	(株) Plalaは、本規約に異なる定めのある場合を除き、本サービスに関して、本サービス契約成立時点以降の解約等があった場合であっても、会員から受領した本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他の債務の払い戻しは行いません。 ただし、本サービスの解約が(株) Plalaの責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。	当社は、本個別規約に異なる定めのある場合を除き、法人ぷららIP電話に関して、契約成立時点以降の解約等があった場合であっても、会員から受領した法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他の債務の払い戻しは行いません。 ただし、法人ぷららIP電話の解約が当社の責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。
	7	ぷららIP電話をご解約希望の場合、解約の指定をいただいた日から、実際に通話不可となるまでの間に通話が発生した場合、(株) Plalaは会員に対し、従量制通話料金を請求できるものとします。	法人ぷららIP電話をご解約希望の場合、解約の指定をいただいた日から、実際に通話不可となるまでの間に通話が発生した場合、当社は会員に対し、従量制通話料金を請求できるものとします。
第5条 (その他)	1	会員は、標準規約に基づき退会あるいは会員資格を失った場合、ぷららIP電話の利用は当然にできなくなるものとします。	会員は、標準規約に基づき退会あるいは会員資格を失った場合、法人ぷららIP電話の利用は当然にできなくなるものとします。

条	項	旧現行規約	2022年7月1日より有効の新規約				
	2	ぷららIP電話の利用について本個別規約に定めのない事項は、標準規約が適用されるものとします。	法人ぷららIP電話の利用について本個別規約に定めのない事項は、標準規約が適用されるものとします。				
料金表	1	初期料金（全て税抜料金で表記）	初期料金（全て税抜料金で表記）				
			法人ぷららIP電話		初期料金		
			レギュラープラン	初期設定費用	1契約	0円	
			マルチプラン	初期登録料金	1契約	500円	
	チャンネル（同時接続）設定変更料	1工事		1,000円			
			050番号設定変更料金	1番号	500円		
	2	月額料金（全て税抜料金で表記） ※別途従量制通話料金がかかります。		月額料金（全て税抜料金で表記） ※別途従量制通話料金がかかります。			
				法人ぷららIP電話		月額料金	
				レギュラープラン	最低通話料金（※）		2,000円
					ユニバーサルサービス料		-
電話リレーサービス料						-	
マルチプラン				基本料金	1番号2チャンネル（同時接続）	360円	
				追加チャンネル（同時接続）利用料金	3チャンネル（同時接続）以上利用時の1チャンネル（同時接続）あたりの追加料金	180円	
				050番号追加料金	2番号以上利用時の1番号の追加料金	100円	
				ユニバーサルサービス料		-	
				電話リレーサービス料		-	
（※）最低通話料金は国内(固定電話、携帯電話、PHS、有料IP電話)への通話2,000円分の通話料金を含みます。通話料金が2,000円に満たない場合でも、2,000円は発生します。							